

川企発第23号
令和7年6月27日

川口市監査委員 澤野 高雄 様
同 金井 洋 様
同 青山 聖子 様
同 関 由紀夫 様

川口市長 奥ノ木 信夫



包括外部監査結果に対する措置について（通知）

平成30年度から令和5年度に実施した包括外部監査結果について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。



監査 年度・ テーマ	報告 書内 番号	指摘・ 意見の 番号	報告 書掲 載頁	要旨	報告書の記載事項	進捗 状況	措置の内容又は対応の状況	所管課
令和 元年度 公共施設		指摘17	89	市の耐震化は他の地方自治体に比べて遅れていることを認識して、より一層の努力をするべきである。	市の耐震化率は、全国の平均値よりも、また埼玉県内の他の市町村の平均値よりも低い水準である。耐震化率の向上のスピードを上げるために、より一層の努力をするべきである。	措置済	各施設所管課にて耐震化事業を進めており、防災拠点となる庁舎については、耐震化率100%となった。他の防災拠点となる公共施設についても、各施設所管課にて耐震化事業を進めており、さらなる耐震化を図る。	建築安全課
令和 元年度 公共施設		指摘18	94 126 186 214 235 291 305	固定資産台帳の正確性の確保	固定資産は、市の財産である。市の財産ということは市民の財産でもあるわけだから、その財産を適正に管理するのは市の責務である。しかし、現在の固定資産台帳は、施設所管課が保有している施設情報と一致していない箇所が散見され、市自体が認識しているようにその正確性には問題がある。早急に固定資産台帳の正確性の確保と問題点の解消に努め、新財務会計システムの稼働予定である令和3年度には、固定資産台帳が公表できるよう体制を整えるべきである。 また、固定資産台帳には備品の設置場所情報がなく、各施設で使用している備品を特定することができない。膨大な労力と時間をかけて固定資産台帳を整備するのであるから、財務書類作成の金額情報を得るためのツールに留まり、現物管理に活用できないのでは勿体ない。固定資産台帳は、現物管理への活用を念頭に置いて整備を進めるべきである。	対応中	土地等の不動産についての固定資産台帳については、昭和63年に整理された台帳上の面積と差異があり原因を究明しているが未だ解明には至っていない。 現在までに第二駐車場を除く用地測量が完了していることから、今後予定している第二駐車場改修に伴う測量が完了した時点で、固定資産台帳及び公有財産管理台帳のすり合わせを実施し、正確性の確保に努める。	グリーンセンター
令和 元年度 公共施設		指摘18	94 126 186 214 235 291 305	固定資産台帳の正確性の確保	固定資産は、市の財産である。市の財産ということは市民の財産でもあるわけだから、その財産を適正に管理するのは市の責務である。しかし、現在の固定資産台帳は、施設所管課が保有している施設情報と一致していない箇所が散見され、市自体が認識しているようにその正確性には問題がある。早急に固定資産台帳の正確性の確保と問題点の解消に努め、新財務会計システムの稼働予定である令和3年度には、固定資産台帳が公表できるよう体制を整えるべきである。 また、固定資産台帳には備品の設置場所情報がなく、各施設で使用している備品を特定することができない。膨大な労力と時間をかけて固定資産台帳を整備するのであるから、財務書類作成の金額情報を得るためのツールに留まり、現物管理に活用できないのでは勿体ない。固定資産台帳は、現物管理への活用を念頭に置いて整備を進めるべきである。	対応中	固定資産台帳については、随時整備している。	学務課

監査 年度・ テーマ	報告 書内 番号	指摘・ 意見の 番号	報告 書掲 載頁	要旨	報告書の記載事項	進捗 状況	措置の内容又は対応の状況	所管課
令和 元年度 公共施設		指摘20	99 149 169 172 195 227 261 274 285 289 323	「使用料の見直し」通知 の順守	地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本としており、そのためには、市民が等しく行政サービス享受できなければならない。このことが、行政の根本理念であることに間違いはない。しかし、行政サービスにはコストが伴うことも事実である。そのために、市民にもコストの一部を負担してもらう必要があり、よって市は施設の利用区分に応じて受益者負担率を設定しているのである。 ところが、実際の市民の負担割合を抽出調査したところ、ほとんどの施設で市が設定した負担率を下回っており、約半分の施設においては、市民の負担割合が市設定の負担率の50%にも満たなかったのである。このことは、有料施設の利用料に対する市の基本的な考え方である「市民負担の公平性」が順守されていないことを明確に示している。 行政サービスに対する市民の負担、そして、その負担も公平性が確保されていること、これらは行政運営の基本であり、この点を疎かにすれば、地方公共団体の継続的運営の土台が崩れることになる。よって、市が示した「使用料の見直し」通知の順守に努める必要がある。 次に、市が設定している受益者負担率であるが、この負担率そのものについても、改めての検討が必要であると考え。つまり、受益者負担率は、市民の利用内容に応じて、大きく三つに区分にされて設定されているが、現状のこの区分が適切なのか、さらに細分化して区分することが望ましいのか、この点についても検討するべきと考える。	措置済	行政サービスの提供に係る経費、そのサービスの公的必要性等に応じた利用者の負担割合等を改めて整理、分析し、使用料・手数料の一層の適正化を推進することに主眼を置いた市の統一的基本方針として「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を令和7年3月に策定し、これに基づき、所管課において、見直しを進めることとした。なお、受益者負担率については、施設の利用形態や機能に着目し、サービスの内容について必需性、市場性の2つの視点をもって9つの分類に区分し、受益者負担割合を設定することとした。	企画経営課
令和 元年度 公共施設		指摘20	99 149 169 172 195 227 261 274 285 289 323	「使用料の見直し」通知 の順守	地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本としており、そのためには、市民が等しく行政サービス享受できなければならない。このことが、行政の根本理念であることに間違いはない。しかし、行政サービスにはコストが伴うことも事実である。そのために、市民にもコストの一部を負担してもらう必要があり、よって市は施設の利用区分に応じて受益者負担率を設定しているのである。 ところが、実際の市民の負担割合を抽出調査したところ、ほとんどの施設で市が設定した負担率を下回っており、約半分の施設においては、市民の負担割合が市設定の負担率の50%にも満たなかったのである。このことは、有料施設の利用料に対する市の基本的な考え方である「市民負担の公平性」が順守されていないことを明確に示している。 行政サービスに対する市民の負担、そして、その負担も公平性が確保されていること、これらは行政運営の基本であり、この点を疎かにすれば、地方公共団体の継続的運営の土台が崩れることになる。よって、市が示した「使用料の見直し」通知の順守に努める必要がある。 次に、市が設定している受益者負担率であるが、この負担率そのものについても、改めての検討が必要であると考え。つまり、受益者負担率は、市民の利用内容に応じて、大きく三つに区分にされて設定されているが、現状のこの区分が適切なのか、さらに細分化して区分することが望ましいのか、この点についても検討するべきと考える。	対応中	「手数料・使用料の見直しに関する基本方針」に従って使用料の現状把握及び改定の検討を行い、令和7年3月に川口総合文化センター設置及び管理条例を改正して使用料の見直しを行った。しかし、本来の受益者負担割合(算定数値)には及んでいないため、継続して見直しを行う。	文化推進室

監査 年度・ テーマ	報告 書内 番号	指摘・ 意見の 番号	報告 書掲 載頁	要旨	報告書の記載事項	進捗 状況	措置の内容又は対応の状況	所管課
令和 元年度 公共施設		指摘20	99 149 169 172 195 227 261 274 285 289 323	「使用料の見直し」通知 の順守	地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本としており、そのためには、市民が等しく行政サービスを享受できなければならない。このことが、行政の根本理念であることに間違いはない。しかし、行政サービスにはコストが伴うことも事実である。そのために、市民にもコストの一部を負担してもらう必要があり、よって市は施設の利用区分に応じて受益者負担率を設定しているのである。 ところが、実際の市民の負担割合を抽出調査したところ、ほとんどの施設で市が設定した負担率を下回っており、約半分の施設においては、市民の負担割合が市設定の負担率の50%にも満たなかったのである。このことは、有料施設の利用料に対する市の基本的な考え方である「市民負担の公平性」が順守されていないことを明確に示している。 行政サービスに対する市民の負担、そして、その負担も公平性が確保されていること、これらは行政運営の基本であり、この点を疎かにすれば、地方公共団体の継続的運営の土台が崩れることになる。よって、市が示した「使用料の見直し」通知の順守に努める必要がある。 次に、市が設定している受益者負担率であるが、この負担率そのものについても、改めての検討が必要であると考え。つまり、受益者負担率は、市民の利用内容に応じて、大きく三つに区分にされて設定されているが、現状のこの区分が適切なのか、さらに細分化して区分することが望ましいのか、この点についても検討するべきと考える。	対応中	令和8年度から9年度に実施予定である施設の改修工事後に改訂を行うべく、適切な利用区分および利用料金について、企画経営課からの通知をもとに調査研究中である。	川口駅前行政センター
令和 元年度 公共施設		指摘20	99 149 169 172 195 227 261 274 285 289 323	「使用料の見直し」通知 の順守	地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本としており、そのためには、市民が等しく行政サービスを享受できなければならない。このことが、行政の根本理念であることに間違いはない。しかし、行政サービスにはコストが伴うことも事実である。そのために、市民にもコストの一部を負担してもらう必要があり、よって市は施設の利用区分に応じて受益者負担率を設定しているのである。 ところが、実際の市民の負担割合を抽出調査したところ、ほとんどの施設で市が設定した負担率を下回っており、約半分の施設においては、市民の負担割合が市設定の負担率の50%にも満たなかったのである。このことは、有料施設の利用料に対する市の基本的な考え方である「市民負担の公平性」が順守されていないことを明確に示している。 行政サービスに対する市民の負担、そして、その負担も公平性が確保されていること、これらは行政運営の基本であり、この点を疎かにすれば、地方公共団体の継続的運営の土台が崩れることになる。よって、市が示した「使用料の見直し」通知の順守に努める必要がある。 次に、市が設定している受益者負担率であるが、この負担率そのものについても、改めての検討が必要であると考え。つまり、受益者負担率は、市民の利用内容に応じて、大きく三つに区分にされて設定されているが、現状のこの区分が適切なのか、さらに細分化して区分することが望ましいのか、この点についても検討するべきと考える。	対応中	令和7年度見直しの予定である。	農政課

監査 年度・ テーマ	報告 書内 番号	指摘・ 意見の 番号	報告 書掲 載頁	要旨	報告書の記載事項	進捗 状況	措置の内容又は対応の状況	所管課
令和 元年度 公共施設		指摘20	99 149 169 172 195 227 261 274 285 289 323	「使用料の見直し」通知 の順守	地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本としており、そのためには、市民が等しく行政サービス享受できなければならない。このことが、行政の根本理念であることに間違いはない。しかし、行政サービスにはコストが伴うことも事実である。そのために、市民にもコストの一部を負担してもらう必要があり、よって市は施設の利用区分に応じて受益者負担率を設定しているのである。 ところが、実際の市民の負担割合を抽出調査したところ、ほとんどの施設で市が設定した負担率を下回っており、約半分の施設においては、市民の負担割合が市設定の負担率の50%にも満たなかったのである。このことは、有料施設の利用料に対する市の基本的な考え方である「市民負担の公平性」が順守されていないことを明確に示している。 行政サービスに対する市民の負担、そして、その負担も公平性が確保されていること、これらは行政運営の基本であり、この点を疎かにすれば、地方公共団体の継続的運営の土台が崩れることになる。よって、市が示した「使用料の見直し」通知の順守に努める必要がある。 次に、市が設定している受益者負担率であるが、この負担率そのものについても、改めての検討が必要であると考え。つまり、受益者負担率は、市民の利用内容に応じて、大きく三つに区分にされて設定されているが、現状のこの区分が適切なのか、さらに細分化して区分することが望ましいのか、この点についても検討するべきと考える。	対応中	グリーンセンターの主な設置目的は緑化産業の振興(市内農業の振興)とPRであり、この点においては本市の経済施策として園を管理運営していることから、入園料を受益者負担と捉えるべきか否か再検討が必要であると考え。一方、直接緑化振興に関係しないミニ鉄道等にかかる部分については受益者負担率50%をはるかに超える負担率としており、市民にコスト負担を求めている。 また、再整備の途中で一部の施設がなくなり、サービスが著しく低下していることから、料金の値上げに関する一般的な理解を得ることが難しい状況である。再整備後の施設のありかた、受益者負担について、引き続き企画経営課と協議していく。	グリーン センター
令和 元年度 公共施設		指摘20	99 149 169 172 195 227 261 274 285 289 323	「使用料の見直し」通知 の順守	地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本としており、そのためには、市民が等しく行政サービス享受できなければならない。このことが、行政の根本理念であることに間違いはない。しかし、行政サービスにはコストが伴うことも事実である。そのために、市民にもコストの一部を負担してもらう必要があり、よって市は施設の利用区分に応じて受益者負担率を設定しているのである。 ところが、実際の市民の負担割合を抽出調査したところ、ほとんどの施設で市が設定した負担率を下回っており、約半分の施設においては、市民の負担割合が市設定の負担率の50%にも満たなかったのである。このことは、有料施設の利用料に対する市の基本的な考え方である「市民負担の公平性」が順守されていないことを明確に示している。 行政サービスに対する市民の負担、そして、その負担も公平性が確保されていること、これらは行政運営の基本であり、この点を疎かにすれば、地方公共団体の継続的運営の土台が崩れることになる。よって、市が示した「使用料の見直し」通知の順守に努める必要がある。 次に、市が設定している受益者負担率であるが、この負担率そのものについても、改めての検討が必要であると考え。つまり、受益者負担率は、市民の利用内容に応じて、大きく三つに区分にされて設定されているが、現状のこの区分が適切なのか、さらに細分化して区分することが望ましいのか、この点についても検討するべきと考える。	対応中	現在、企画経営課で策定した「手数料・使用料の見直しに関する基本方針」にもとづき、使用料の積算をしている。 また、基本方針の中で、「他自治体における同様な施設の使用料及び手続の手数料を把握し、必要に応じて料金の均衡を図ります。」とあることから、他自治体の公民館の使用料について調査・研究に努めている。	生涯学 習課

監査 年度・ テーマ	報告 書内 番号	指摘・ 意見の 番号	報告 書掲 載頁	要旨	報告書の記載事項	進捗 状況	措置の内容又は対応の状況	所管課
令和 元年度 公共施設		指摘20	99 149 169 172 195 227 261 274 285 289 323	「使用料の見直し」通知 の順守	地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本としており、そのためには、市民が等しく行政サービス享受できなければならない。このことが、行政の根本理念であることに間違いはない。しかし、行政サービスにはコストが伴うことも事実である。そのために、市民にもコストの一部を負担してもらう必要があり、よって市は施設の利用区分に応じて受益者負担率を設定しているのである。 ところが、実際の市民の負担割合を抽出調査したところ、ほとんどの施設で市が設定した負担率を下回っており、約半分の施設においては、市民の負担割合が市設定の負担率の50%にも満たなかったのである。このことは、有料施設の利用料に対する市の基本的な考え方である「市民負担の公平性」が順守されていないことを明確に示している。 行政サービスに対する市民の負担、そして、その負担も公平性が確保されていること、これらは行政運営の基本であり、この点を疎かにすれば、地方公共団体の継続的運営の土台が崩れることになる。よって、市が示した「使用料の見直し」通知の順守に努める必要がある。 次に、市が設定している受益者負担率であるが、この負担率そのものについても、改めての検討が必要であると考え。つまり、受益者負担率は、市民の利用内容に応じて、大きく三つに区分にされて設定されているが、現状のこの区分が適切なのか、さらに細分化して区分することが望ましいのか、この点についても検討するべきと考える。	対応中	令和7年3月に企画経営課から示された「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」に則り、今後使用料の見直しを検討する予定である。	スポーツ課
令和 元年度 公共施設		指摘20	99 149 169 172 195 227 261 274 285 289 323	「使用料の見直し」通知 の順守	地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本としており、そのためには、市民が等しく行政サービス享受できなければならない。このことが、行政の根本理念であることに間違いはない。しかし、行政サービスにはコストが伴うことも事実である。そのために、市民にもコストの一部を負担してもらう必要があり、よって市は施設の利用区分に応じて受益者負担率を設定しているのである。 ところが、実際の市民の負担割合を抽出調査したところ、ほとんどの施設で市が設定した負担率を下回っており、約半分の施設においては、市民の負担割合が市設定の負担率の50%にも満たなかったのである。このことは、有料施設の利用料に対する市の基本的な考え方である「市民負担の公平性」が順守されていないことを明確に示している。 行政サービスに対する市民の負担、そして、その負担も公平性が確保されていること、これらは行政運営の基本であり、この点を疎かにすれば、地方公共団体の継続的運営の土台が崩れることになる。よって、市が示した「使用料の見直し」通知の順守に努める必要がある。 次に、市が設定している受益者負担率であるが、この負担率そのものについても、改めての検討が必要であると考え。つまり、受益者負担率は、市民の利用内容に応じて、大きく三つに区分にされて設定されているが、現状のこの区分が適切なのか、さらに細分化して区分することが望ましいのか、この点についても検討するべきと考える。	対応中	企画経営課からの通知をもとに、使用料の現状把握に努める予定である。	学務課

監査 年度・ テーマ	報告 書内 番号	指摘・ 意見の 番号	報告 書掲 載頁	要旨	報告書の記載事項	進捗 状況	措置の内容又は対応の状況	所管課
令和 元年度 公共施設		指摘28	131	耐震診断の完全実施及び診断結果に対する早期対応	活性化基本計画の策定が進行している現状においては、耐震診断の完全実施を求めるべきなのかは議論の余地がある。しかし、施設建物は現在も使用しているわけであり、大規模地震が発生した場合に、建物内の市民の安全を守ることができるのかについて考える必要がある。 少なくとも、耐震診断を実施しておきながら補強が未済となっている花きセンターについては、何らかの対応を早急に実施するべきである。	対応中	一時延期となっている第2工区の早期再開に向け取り組み、管理体験学習棟が完成するまでの期間については、花きセンター利用者の安全対策や避難経路の確保などをしっかりと行っている。	グリーンセンター
令和 元年度 公共施設		指摘32	145 191 223 249 271 314	正確かつ確実な備品ラベル貼付を徹底すべきである。	川口市財産規則第41条では、備品に備品台帳と整合する備品ラベルを貼付して整理することを求め、備品ラベルを添付することができないものや不適當なものについては、備品ラベルに準じた方法で表示できるよう工夫することを求めている。 現物確認の結果、備品現物へのラベルの貼付漏れ、現物に貼付されたラベルの相違、表示確認が困難な場所へのラベルの貼付、経年劣化等による不明瞭なラベルの貼付、複数で1セットの備品についてのラベルの貼付漏れ等が発見された。 施設の中にある備品は、市所有のもの、指定管理者所有のもの、外部業者や利用者が一時的に設置しているものなど様々であり、どの備品が誰の所有に属するかを明瞭に判別できるようにする必要がある。 備品ラベルの添付は、現物管理の基本である。ラベルは確認可能な場所に明瞭かつ正確に、確実に貼付し、適切な備品管理に努めるべきである。	措置済	令和4～5年度にかけて、再整備事業で、施設の一部が廃止し、解体等をしたことにより、備品の多くの異動があったため、令和6年度に改めてすべての備品について再度、見直し、確認を行った。	グリーンセンター
令和 元年度 公共施設		指摘33	145 223 271 296 315	備品台帳に具体的な保管場所を記載すべきである。	川口市財産規則第62条における備品台帳(備品受払簿)では、備品の保管場所を記載する箇所を設け、備品の整理を求めている。しかしながら、備品台帳には具体的な保管場所が空欄となって記載されていない。 備品台帳に具体的な保管場所を明記することは、備品の現物確認や業務引継の際に有用であり、物品の移動や滅失等の事象把握にも有用である。備品台帳に具体的な保管場所を記載すべきである。	措置済	令和4～5年度にかけて、再整備事業で、施設の一部が廃止し、解体等をしたことにより、備品の多くの異動があったため、令和6年度に改めてすべての備品について再度、見直し、確認を行い、場所の情報についても入力した。	グリーンセンター

監査 年度・ テーマ	報告 書内 番号	指摘・ 意見の 番号	報告 書掲 載頁	要旨	報告書の記載事項	進捗 状況	措置の内容又は対応の状況	所管課
令和 元年度 公共施設		指摘33	145 223 271 296 315	備品台帳に具体的な保管場所を記載すべきである。	川口市財産規則第62条における備品台帳(備品受払簿)では、備品の保管場所を記載する箇所を設け、備品の整理を求めている。しかしながら、備品台帳には具体的な保管場所が空欄となって記載されていない。 備品台帳に具体的な保管場所を明記することは、備品の現物確認や業務引継の際に有用であり、物品の移動や滅失等の事象把握にも有用である。備品台帳に具体的な保管場所を記載すべきである。	対応中	順次、備品台帳をもとに現物確認を実施し、備品台帳に詳細な保管場所を記載していく。	学務課
令和 元年度 公共施設		指摘34	146 191 249	寄贈品は適正に管理すべきである。	市では備品の寄贈を受けた場合、通常の備品と同様の管理を行うものとしているが、備品台帳への登録の漏れ、ラベルの貼付漏れが散見され、適正に管理されていなかった。寄贈品はルールに従って適正に管理すべきである。 また、寄贈品は個別に受け入れを判断し、展示しているが、施設の設置目的に照らして展示するに相応しいか、判断に迷うものもあった。寄贈品の受入可能性及び展示の是非は、慎重に判断すべきである。	措置済	寄贈品のうち、備品に相当するものについては、登録、備品整理票の貼付等、適切な処理を行った。	グリーン センター
令和 元年度 公共施設		指摘35	146 224 249 272 315	現物確認の実施時期、実施方法を統一し、一定水準以上の管理精度を確保すべきである。	川口市財産規則第52条の2では、備品や固定資産の現物確認を実施することとしており、契約課は、毎年4月に現物確認の要請を施設所管課に発信し、5月までに備品の保有状況の報告を求めている。しかし、現物確認の実施の時期や精度(現物実査、備品台帳との照合等)が適正とは認められなかった。 現物確認は備品管理の基本である。現物確認の実施時期、実施方法の統一化を図り、管理の精度向上に努めるべきである。	対応中	令和6年度にすべての備品の見直し、確認を行ったため、その結果について、適正に報告を行う。	グリーン センター
令和 元年度 公共施設		指摘43	167 316	未利用・低利用の部屋に関する効果的な利用方法を検討すべきである。	未利用・低利用の部屋について、利用率向上のための対策がとられておらず、未利用・低利用の状態が放置されている。大規模修繕の機会をとりえて、未利用・低利用の部屋に関する効果的な利用方法を検討すべきである。	対応中	直近3年間の会議室の利用率であるが、令和3年度は19.8%、4年度は24.0%、5年度は25.6%であり、3年度から5.8%増加し、新規利用者は28団体であった。今後は利用率向上のため、インターネット予約についても検討していく。	農政課

監査 年度・ テーマ	報告 書内 番号	指摘・ 意見の 番号	報告 書掲 載頁	要旨	報告書の記載事項	進捗 状況	措置の内容又は対応の状況	所管課
令和 元年度 公共施設		指摘53	215	大規模修繕は、校外研 修実施場所の検討結果 を踏まえて実施の判断を 下すべきである。	当施設は、以前は海水浴ができる施設として利用されてきたが、現在は安全上の理由から海水浴に代えてハイキングを実施している。これまで計画的な修繕計画に基づく大規模修繕は行われず、建設から既に40年弱が経過し施設の老朽化が進んでいる。また、エアコンの設置も見送られてきた。一般的には、大規模修繕で長寿命化を図ることは望ましいが、当施設の場合、長寿命化を図れば校外活動の実施時期及び活動内容が制約されている現在の状況が、今後続くことになる。これは、海水浴ができる施設として建設されたにもかかわらず海水浴ができない状況の改善が先送りされることを意味する。まずは他の場所への変更も含めた実施場所についての検討を行うべきであり、大規模修繕の是非はこの検討結果を踏まえて判断する必要がある。	措置済	今後の大規模修繕は緊急なものを除き、行わないこととした。	学務課

監査 年度・ テーマ	報告 書内 番号	指摘・ 意見の 番号	報告 書掲 載頁	要旨	報告書の記載事項	進捗 状況	措置の内容又は対応の状況	所管課
令和 元年度 公共施設		意見12	71	劣化度評価採点表を入力するときはダブルチェックするとともに、施設マネジメント推進室が注意喚起をするべきである。	劣化度評価採点表の結果を元に、各所管課で分析をすることで計画的な修繕に役立てることになっている。グリーンセンターの流水プール場で、経過年数という基礎項目が間違っ入力されていることで、劣化度評価採点表の結果も正確に計算されていなかった。 各所管課は劣化度評価採点表の重要性を再度認識し、作成の際には十分な注意を払うとともに、ダブルチェックを徹底するべきである。また、施設マネジメント推進室が各所管課に対して、作成に際して注意を払うように、毎年周知することも有効であると思料する。	措置済	劣化度評価採点表の作成にあたっては、担当者、担当係長の他にも、複数名で確認を行い、調査及び、採点表の作成を行った。	グリーン センター
令和 元年度 公共施設		意見20	129	グリーンセンターの将来的方向性の確定及び早期実現	グリーンセンターについて、設立当初の設置目的の一つであった「農業振興」が後退したこと、さらに、入園者数が減少傾向にあることを上述した。さらに、上述の中で少し触れたのが施設の老朽化である。開園から既に50年超が経過しており、訪問した際には施設全体の古さが印象深く感じられた。 施設の維持管理として都度の修繕改修は実施されているが、施設全体の大規模改修は実施されていない。そのことが、「古さ」の印象に影響を与えている可能性は大きい。また、今回の包括外部監査の中で、公共施設点検マニュアルに基づく劣化度評価を、花きセンター、流水プール場及び大集会堂について調査依頼した。その結果は、花きセンターは7.2点、流水プール場は5.9点、大集会堂は4.1点(いずれも評価総合点を100点とみなしている。)であった。 このことから分かるように、各施設の劣化度は著しく進行していることから、市の財産であるグリーンセンターを再生するために、現在進めている会議体の議論を加速化させ、早期に将来の方向性を確定し、その実現に向けて取り組むべきと思料する。	対応中	将来的方向性については、令和2年に策定した「川口市立活性化基本計画」に基づき再整備を進めていく。また、整備にあたっては、設計や工法などの徹底した減額の可能性を見極め、物価の推移や社会情勢を注視しながら慎重に進めていく。	グリーン センター

監査 年度・ テーマ	報告 書内 番号	指摘・ 意見の 番号	報告 書掲 載頁	要旨	報告書の記載事項	進捗 状況	措置の内容又は対応の状況	所管課
令和 元年度 公共施設		意見21	130	指定管理者制度等導入 の検討	上表から分かるように、収入は減少傾向にある。平成26年度からの5年間で比較しても、収入が約10%も減少していることが分かる。また、「5 将来的な方向性 (3)有料入園者数の推移」で記載したとおり、入園者数は直近5年間で約15%も減少している。このように、収入面及び有料入園者数面ともに減少傾向にあることから、何らかの対策を講ずる必要がある。 運営形態として指定管理者制度等を導入することで民間活力を市民サービスに取り組むことが可能になるわけであるが、活性化基本計画に基づいた再整備や大規模改修の完了後においては、指定管理者制度その他の民間活力が導入されることが望ましいと考える。そのためにも、活性化基本計画を策定する中で、早急に導入の検討を進めるべきと料する。	対応中	ご指摘の期間についてはコロナ禍であり、令和3年度からは回復している。 「川口市立グリーンセンター活性化基本計画」における管理運営方針に基づき、再整備後の運営管理については、指定管理者も含めた官民連携手法の可能性について検討している。	グリーン センター
令和 元年度 公共施設		意見22	135 137 139 141	契約保証金の増額請求	受注者から契約保証金を受領する意味は、受注者の請負契約上の義務履行を確保するための担保である。この契約保証金に関して契約基準約款に規定されており、発注者の権利として明確にされている。そして、この契約保証金をより実効性のあるものとするために、請負代金の変更があった場合に対しても、契約基準約款において規定されているのである。しかし、市は、変更契約においては、保証金の増額を請求していない。 契約保証金は不測の状況に備えた措置であり、市に認められた契約上の権利である。そうであるからこそ、変更契約により請負代金が増額された場合には、その増額に基づき保証金の増額を請求するべきである。 ただし、変更契約による少額の増額に対しても保証金の増額を請求するとなると、その事務手続きが煩雑となるだけで、その効果が少ないことから、増額幅に基準を設けるなどして運用するべきと料する。	措置済	契約課が整備した「川口市建設工事等請負契約に係る契約保証金標準取扱手順」に基づき、契約変更の際、保証金についても、増額の変更を加え、適正に手続きを行った。	グリーン センター

監査 年度・ テーマ	報告 書内 番号	指摘・ 意見の 番号	報告 書掲 載頁	要旨	報告書の記載事項	進捗 状況	措置の内容又は対応の状況	所管課
令和 元年度 公共施設		意見23		当初契約の仕様書の妥当性	当初契約書の仕様書を作成する段階で平均堆積厚を10cmとして計算していたわけだが、これは事前調査に基づいて算定したものであった。しかし、実際に全ての水を抜いたところ、実際の堆積量がそれ以上に多かったということである。 しかし、ここの数量計算がより正確であれば、予定価格もより正確に算定されることになり、それが契約金額にも影響してくることになる。事実、変更契約では請負代金が586万円の増額となってしまった。もしも、当初から実際の値に近い平均堆積厚を算出していたら、入札結果も違ったものになっていたかもしれない。このようなことから、当初契約締結のための仕様書は、今以上に細心の注意を払って作成するべきと思料する。	措置済	工事等を発注する際には、出来る限りの事前調査を行い、当初設計に反映するなど、契約締結のための仕様書作成の際は細心の注意を払って作成を行っている。	グリーン センター
令和 元年度 公共施設		意見30	155	プロポーザル審査の評価配点	プロポーザル審査の結果、総合評価点の結果により株式会社フジテレビジョンが受注者となっている。このこと自体は問題ないが、評価配点の中で気になる箇所があった。具体的には、評価項目の中の「業務実績」及び「資格能力」の評価配点である。 市は、パークマネジメント調査という新しい事業であることから、提案内容の発案力及び合理性等を重要評価項目とし、その配点に重きを置いた。しかし、グリーンセンターの再生は市の大規模プロジェクトであることから、失敗のない業務執行が求められる。パークマネジメント調査がそのベースとなることを考慮に入れ、業務実績等の評価配点を若干多目にしても良かったのではないかと思料する。	措置済	当時、パークマネジメント事業については公園事業の中でも新たな手法とされており、事前の市場調査でも実績のある事業者が少なかった。そのため、プロポーザルの配点に関しては、業務実績より企画提案を高く設定した経緯がある。以後、プロポーザル審査の評価配点については、「随意契約ガイドライン」や同種・類似業務等の事例を参考に評価配点を設定し、審査を行った。	グリーン センター
令和 元年度 公共施設		意見35	172	収納済一覧表の日付について	中央ふれあい館の施設の利用者が使用料を窓口で納めることで、収納済一覧表には、調定日、請求日、収納予定日等が記載される。利用者が市の公共施設予約システムを用いて予約した場合には、調定日、請求日、収納予定日は実際の納付日が記載される。しかし、利用者が窓口で予約を申し込み、中央ふれあい館の職員が予約を代行した場合には、請求日は実際の納付日が記載されるが、調定日、収納予定日は施設の利用予定日がシステムの初期設定で記載される。このため、調定日、収納予定日が実際の納付日と異なる記載となっている事例があることから、職員が予約を代行する場合には調定日、収納予定日を実際の納付日に修正するように徹底するか、またはシステムの初期設定を直して都度の修正をしなくて済むようにするべきである。	対応中	令和8年度にシステム変更予定である。	生涯学 習課

監査 年度・ テーマ	報告 書内 番号	指摘・ 意見の 番号	報告 書掲 載頁	要旨	報告書の記載事項	進捗 状況	措置の内容又は対応の状況	所管課
令和 元年度 公共施設		意見53	278	1団体のみでは競争原理が働かない。	指定管理者の選定にあたり、説明会には3団体が参加したものの、応募は1団体のみであった。指定管理者制度は、指定管理者の選定にあたり複数者を競わせることで、施設のより良い運営が期待できるので、今後は応募者を増やす工夫をされたい。	対応中	来期(令和8年度～)の指定管理者選定に向けて、施設の改修工事後に設備面が充実することをPRするなど、応募者を増やすための訴求力の高い周知内容と方法について調査研究中である。	川口駅前行政センター
令和 元年度 公共施設		意見58	326	指定管理者は創意工夫のある自主事業の創出に努めるべきである。	指定管理者における自主事業が、自販機事業とイベントに関連した限定的な物販に留まっていること、決算報告の内容が望ましい状況にあるとは言えないこと、指定管理者制度の趣旨が「民間活力の導入によるサービス水準の維持・向上、効率的な施設運営」にあることを踏まえ、創意工夫ある自主事業の創出に努めるべきである。	対応中	令和6年度からキッチンカーを誘致し、収益の向上に取り組んでいる。また、不採算事業については、令和8年度廃止する予定である。	農政課
令和 元年度 公共施設		意見59	327	指定管理者の自主事業における活性化・創意工夫の余地を狭めてしまわぬよう配慮すべきである。	指定管理者制度の趣旨が、施設運営についてある程度の包括的な権限を与え、指定管理事業と自主事業を両立して経営することで「民間活力の導入によるサービス水準の維持・向上、効率的な施設運営」を実現させることにある。施設の多くのスペースが行政財産の目的外使用に供されている状況が、指定管理者における自主事業の活性化・創意工夫の余地を狭めてしまわぬよう、配慮すべきと思料する。	対応中	川口緑化センター事業の見直し検討に伴い、機会を捉え、指定管理者から意見・要望及び利用者ニーズの聞き取りを実施している。引き続き、多くの自主事業の実現に向け、施設の効果的な活用について検討していく。	農政課